



成果を確認し、全組合員が団結して 新たなたたかいに起ち上がろう！

闘争指令第4号

闘争準備指令第1号及び闘争指令第3号に対する 「闘争解除指令」について

2月24日、第6回中央闘争委員会ならびに第3回戦術委員長会議を開催し、2月23日に行った「JR東労組闘争第1号『所定昇給額』を算出基礎にしないベースアップの実施等を求める緊急申し入れ」第1回団体交渉を報告し、以下の3点の合意事項について確認した。

- (1) ベースアップを実施するにあたって、これまでベースアップの算出基礎にしてきた「所定昇給額」にこだわらないこと。
- (2) 18春闘において「ベアの要素」として新たに明らかにした「生産性向上分」については、その算出にあたって「所定昇給額」にこだわらないこと。
- (3) ベアの要素として「物価上昇分を考慮した生活維持向上分」は、誰にも等しくあるもの。

したがって、中央闘争委員会ならびに戦術委員長会議は、第44回定期中央委員会決定方針の実現に向け、全地本から創造した闘争態勢と全組合員による闘いの到達点であることを確認したため、下記の通り全機関・全組合員に対し「闘争解除指令」を発する。

--- 記 ---

1. 闘争準備指令第1号(2月9日発出)及び闘争指令第3号(2月19日発出)については、2月24日13時30分をもって解除とする。
2. JR東労組に掛けられた脱退強要等によって、多くの組合員が不安と混乱に落とし込まれている事から、安全で働きやすい職場を確立するため、不当労働行為に抗する闘いの体制を地本闘争委員会は確立すること。

会社による不当労働行為の組合脱退強要を絶対に許すな！